第３章　日銀ネットを利用しない担保受払等

担保差入先は、日銀ネットを利用せずに担保受払等の手続を行う場合には、担保の種類に応じて、本章に定めるところに従ってください（注）。

本章の対象は、次のとおりです。なお、ニ．に該当するオンライン担保差入先は、本章のほか、日本銀行の指示に従ってください。

（注）日本銀行による書類の返却または交付時間については、［参考１］の一覧表を参照してください。当該一覧表には、日本銀行への書類の提出時間もあわせて整理しています。

イ．非オンライン担保差入先ならびに国債決済代行先および担保差入代行先（非オンライン担保差入先に代わって担保受払を行う国債決済代行先または非オンライン担保差入先に代わって振替社債等担保差入関係事務を行う担保差入代行先に限ります。）

ロ．オンライン担保差入先が手形、電子記録債権または証書貸付債権の担保返戻の依頼を行う場合

ハ．オンライン担保差入先が外貨建証書貸付債権の担保受払を行う場合

ニ．オンライン担保差入先が外貨建外国債券の担保受払を行う場合

ホ．オンライン担保差入先が住宅ローン債権信託受益権の担保受払を行う場合および担保価額変更依頼を行う場合

へ．日銀ネットの障害その他の事情により日銀ネットを利用して担保受払を行うことができず、担保利用細則第１編Ⅰ．９．により、日銀ネットを利用しない担保受払の手続に移行したオンライン担保差入先

１．担保差入

（１）振決国債

イ．担保差入先が自ら担保差入を行う場合（注）

（注）担保差入先の属する担保差入金融機関等が日銀ネットを利用して担保受払を行うことが可能なオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先から担保差入の申出を行ってください。

（イ）担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保差入証書（振決国債）」（第１６号書式）を担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、振決国債の担保差入の申出および当該振決国債の日本銀行名義の参加者口座への振替の申請を行います。

提出する書類の記入方法等は［参考１］のとおりです。

（ロ）受付後の取扱い

日本銀行は、（イ）の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「担保差入済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

ロ．担保差入先が国債決済代行先を通じて担保差入を行う場合

（イ）担保差入の申出の委託

担保差入先は、国債決済代行先に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために振決国債の担保差入の申出を日本銀行に行うことの指示および当該振決国債の日本銀行名義の参加者口座への振替の申請を行ってください。

（ロ）担保差入の申出

国債決済代行先は、担保差入先から（イ）の指示および申請を受けた場合には、担保利用細則により、日本銀行に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために振決国債の担保差入の申出および当該振替の通知を行ってください。

（ハ）受付後の取扱い

日本銀行は、（ロ）の申出があった場合において、当該申出に従い担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に｢担保差入済通知｣を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

（２）振替社債等

イ．担保差入の申出

（イ）担保差入先が自ら担保差入を行う場合（注１）

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保差入証書（振替社債等）」（第１７号書式）を担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、振替社債等の担保差入の申出および当該振替社債等の担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の保有口から日本銀行名義の質権口への振替の申請を日本銀行が代わって行うことの依頼を行います（注２）。

提出する書類の記入方法等は［参考１］のとおりです。

（注１）担保差入先の属する担保差入金融機関等が日銀ネットを利用して担保受払を行うことが可能なオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先から担保差入の申出を行ってください。

（注２）振替社債等（短期社債等を除きます。）については、振替停止日（利払日、定時償還支払日または一部繰上償還支払日の前営業日をいいます。以下同じです。）に担保差入を行うことはできません。

（ロ）担保差入先が担保差入代行先を通じて担保差入を行う場合

ａ．担保差入の申出の委託

担保差入先は、担保差入代行口座管理機関に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のための担保差入の申出を日本銀行に行うことを指示するとともに、当該担保差入を行う振替社債等について、担保差入代行口座管理機関における当該振替社債等担保差入委託者名義の口座の保有口から機構における日本銀行名義の口座の質権口への振替の申請を行ってください（注１）（注２）。

（注１）振替社債等（短期社債等を除きます。）については、振替停止日に担保差入を行うことはできません。

（注２）担保差入先は、担保差入代行口座管理機関に担保差入の申出の委託を行った場合には、当該担保差入先の担保取引店に対し、その旨を連絡してください。

ｂ．担保差入の申出

担保差入代行先は、担保差入代行口座管理機関が担保差入先からａ．の指示および振替の申請を受けた場合には、担保利用細則により、日本銀行に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のための担保差入の申出を行うとともに、ａ．により担保差入先が行った振替の申請にかかる機構への通知を日本銀行が代わって行うことにかかる依頼を行ってください。

ｃ．受付後の取扱い

日本銀行は、ｂ．の申出があった場合において、当該申出に従い担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に｢担保差入済通知｣を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します（注）。

（注）日本銀行は、担保差入代行先が担保差入先のための担保差入の申出を行ったにもかかわらず、機構システムにおける担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関名義の口座の顧客口の残高不足等に伴い、担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の質権口へ当該振替社債等の振替が行われない場合には、午後４時到来後、当該申出を取消したうえ、その旨を担保差入先に連絡します。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「担保差入済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先がイ．（ロ）により担保差入の申出を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「担保差入済通知」を日銀ネットにより送信します。

（３）手形

イ．担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、次の書類等を担保取引店に提出することにより、手形の担保差入の申出（注１）を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（イ）手形

（ロ）担保差入証書（手形・手形類似電子記録債権）（注２）（第１９号書式）

（注１）日本銀行が担保差入先から手形の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表４を参照してください。

（注２）手形類似電子記録債権を同一の差入証書に併せて記載することはできません。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「整理番号通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保差入の申出を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「整理番号通知」を日銀ネットにより送信します。

（４）手形類似電子記録債権

イ．担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、次の書類等（注１）（注２）を担保取引店に提出することにより、手形類似電子記録債権の担保差入の申出（注３）を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（イ）第６章１．（１）イ．（へ）により表面に担保として適格と認める証としてのスタンプが押なつされた記録事項証明書

（ロ）事前審査時以降に変更記録（注４）または支払等記録がされていないことが確認できる書面

（ハ）事前審査時以降に中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面

（ニ）譲渡記録証明書

（ホ）担保差入証書（手形・手形類似電子記録債権）（注５）

（注１）（ロ）から（ニ）の複数の書類について、重複するものがある場合には、重複しての書類の提出は不要です。

（注２）この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。

（注３）日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表５を参照してください。

（注４）債務者または担保差入先の名称変更または日本国内での住所変更にかかる変更記録を除きます。

（注５）手形を同一の差入証書に併せて記載することはできません。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「整理番号通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保差入の申出を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「整理番号通知」を日銀ネットにより送信します。

（５）手形類似電子記録債権以外の電子記録債権

イ．担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、次の書類等（注１）（注２）を担保取引店の窓口に提出することにより、手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出（注３）を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（イ）第６章１．（１）イ．（へ）により表面に担保として適格と認める証としてのスタンプが押なつされた記録事項証明書および添付契約書

（ロ）事前審査時以降に変更記録（注４）または支払等記録（注５）がされていないことが確認できる書面

（ハ）事前審査時以降に中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面

（ニ）譲渡記録証明書

（ホ）電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（注６）または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書（注７）

（へ）付随担保明細書（注８）（付随担保が付されている場合に限ります。）

（ト）担保差入証書（電子記録債権・証書貸付債権）（第２０号書式（Ａ）（１））

（チ）譲渡担保権設定証書（シンジケート・ローン債権にかかる電子記録債権の場合に限ります。）

（注１）（ロ）から（ニ）の複数の書類について、重複するものがある場合には、重複しての書類の提出は不要です。

（注２）この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。

（注３）日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表５を参照してください。

（注４）債務者または担保差入先の名称変更または日本国内での住所変更にかかる変更記録を除きます。

（注５）事前審査時における記録により確認された支払方法にもとづき分割払が行われた場合の支払記録を除きます。

（注６）政府（特別会計を含みます。）を債務者とする電子記録債権、政府保証付電子記録債権または別表２の項番２４（入札②）の地方公共団体を債務者とする電子記録債権にかかる要件の①に定める要件を充たす地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合に限ります。

（注７）別表２の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合に限ります。「地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書」には、日本証券業協会が公表する「公社債発行銘柄一覧」のうち比較対象公募地方債にかかる箇所を紙葉に出力したものを同綴してください。

（注８）日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報（評価額に関する情報、異動に関する情報等）の提供を、担保差入先に指示することがあります。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該申出に従い担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に次の書類等を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

（イ）整理番号通知

（ロ）担保証書貸付債権受戻・一部受戻日一覧表（支払方法が分割払の場合に限ります。）

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保差入の申出を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「整理番号通知」および「担保証書貸付債権受戻・一部受戻日一覧表」（支払方法が分割払のときに限ります。）を日銀ネットにより送信します。

（６）証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。電子証書貸付債権は債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後のものに限ります。）

イ．担保差入の申出

（イ）証書貸付債権証書等の提出

担保差入先は、原則として差入日の午前９時から午前１１時までの間に、担保として差入れる証書貸付債権の種類に応じ、次表左欄の提出書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。ただし、〇印が付された書類であっても、次表備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。）（注１）を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、（６）において同じです。）の窓口に提出することにより、証書貸付債権の担保差入の申出（注２）（注３）を行います。

なお、提出する書類等の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

ただし、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、登記事項証明書等の提出の免除を受けていない担保差入先は、次表の書類（注４）を業務オンラインにより提出することができ（注５）、登記事項証明書等の提出の免除を受けている担保差入先は、次表の書類（注４）を業務オンラインにより提出してください。

また、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、担保差入金融機関等は、次表の書類の提出前に（ハ）に定める取扱いを行ってください。

|  | | 証書貸付債権の種類 | | | | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権 | 政府  （特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権 | 政府保証付証書貸付債権 | 地方公共団体に対する証書貸付債権 |
| 提  出  書  類 | 証書貸付債権証書 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です（注６）。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写を提出してください。 |
| 担保差入証書（電子記録債権・証書貸付債権）（第２０号書式（Ａ））または担保差入証書（外貨建証書貸付債権）（第２０号書式（Ｂ）） | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | ─ |
| 債務者から徴求した証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です。この場合には、（ハ）ｂ．により、担保差入前に債務者に対して担保差入の承諾申請を行い、担保差入までに承諾を受けてください（注７）。また、シンジケート・ローン債権の場合において、第６章１．（１）イ．（ホ）の要件を充たしていることを日本銀行が確認しているため、担保差入の申出時に証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書の提出を要しないときは、提出は不要です。 |
| 証書貸付債権の準拠法に関する確認書 | 〇 | × | ○ | × | 証書貸付債権証書上に準拠法が日本法である旨の記載がある場合または政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権の場合には、提出は不要です。 |
| 電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書（注８） | × | 〇 | × | × | 電子証書貸付債権以外の場合には、提出は不要です。 |
| 証書貸付債権の譲渡に関する表明書 | × | ○ | ○ | × | セカンダリー玉以外の場合には、提出は不要です。 |
| 振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書 | × | ○ | ○ | × | 次のいずれかの場合には、提出不要です。  ① 全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外の場合   1. 全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であって、かつ電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権の場合 |
| 証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書 | 〇 | × | 〇 | ○ | シンジケート・ローン債権以外の場合には、提出は不要です。 |
| 証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書 | × | ○ | ○ | ○ | 次のいずれかの場合には、提出不要です。   1. 政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権または政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権 2. 別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権 |
| 地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書 | × | × | × | 〇 | 別表３の項番２４（入札②）の地方公共団体に対する証書貸付債権にかかる要件の①に定める要件を充たす場合には、提出は不要です。 |
| 登記事項証明書等（注９） | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合（注１０）には、提出は不要です（注１１）。担保取引店の窓口に提出するときは、登記所から窓口または郵送で交付を受けたものを提出し、業務オンラインにより提出するときは、法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムを利用してオンライン証明書交付請求を行い、オンラインによる交付を受けたものを提出してください。 |
| 付随担保明細書（注１２） | 〇 | × | × | × | 付随担保が付されていない場合には、提出は不要です。 |
| エージェントが作成した分割返済予定表 | ○ | × | ○ | ○ | シンジケート・ローン債権以外の場合には、提出は不要です。また、シンジケート・ローン債権の場合であっても、返済方法が分割返済でないとき、または証書貸付債権証書上に貸付人毎の返済予定日及び返済金額が明記されているときは、提出は不要です。 |

（注１）この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。

（注２）日本銀行が担保差入先から証書貸付債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表６を参照してください。

（注３）セカンダリー玉を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまで（事前審査の手続を行う必要のないセカンダリー玉については担保差入の申出を行うまで）に、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する契約書書式等につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、第６章３．を参照してください。

（注４）業務オンラインにより提出する場合には、電子証書貸付債権の担保差入に必要となる書面のすべてを、１つのファイルにまとめて提出してください。電子証書貸付債権の担保差入に必要となる書面の一部のみを、業務オンラインにより提出することはできません。提出するファイルの作成方法等は、［参考４］を参照してください。

（注５）登記事項証明書等の提出の免除を受けていない担保差入先は、業務オンラインによる上の表の書類の提出に関しては、次のとおり取扱ってください。

・　初めて業務オンラインにより提出する場合には、担保取引店にその旨を電話連絡してください。

・　業務オンラインによる提出を開始した場合には、それ以降は特段の事情がない限り、業務オンラインにより提出を行ってください。

・　業務オンラインによる提出を開始した場合においても、複数の債権（電子証書貸付債権および電子証書貸付債権以外の債権の双方を含みます。）について、１通の登記事項概要証明書または別表６の（備考）に記載する１．①もしくは２．①の要件を充たす２通の登記事項証明書を提出するときは、電子証書貸付債権の担保差入に必要となる書面は、担保取引店の窓口に提出してください。

・　業務オンラインによる提出を行っていた先が、電子証明書の失効等を理由に、担保取引店の窓口での提出に変更する場合には、その旨を担保取引店に電話連絡してください。

（注６）電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行に証書貸付債権証書が提出されます。

（注７）電子証書貸付債権であって、債務者が担保差入を承諾したものについては、政府借入金入札システムを利用して、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が提出されます。

（注８）担保として差入れる電子証書貸付債権について、以下の項目全てを確認のうえ、提出してください。

①　証書貸付債権証書の原本が、貸付人および債務者の意思にもとづき、真正に成立したものであること。

②　「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」が、担保差入先の意思にもとづき、真正に成立したものであること。

③　手形が振り出されていないものであることおよび電子記録債権が発生していないものであること。

④　債務者が担保差入を承諾した日の翌営業日から１０営業日以内に行う担保差入であること。

⑤　担保として差入れた電子証書貸付債権の元本を担保差入先において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき、担保権の解除を依頼すること。

（注９）申請日付は、日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の確定日付より後の日付、または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付である必要があります。別表６の項番１１（債権譲渡登記等）の「要件」欄および[参考３]参照。

（注１０）登記事項証明書等の提出の免除を受ける場合には、提出の免除にかかる申請書等を日本銀行に提出のうえ、内部管理体制の審査を受ける必要があります。当該免除を受ける手続については、第６章２．を参照してください。

（注１１）１通の登記事項概要証明書または別表６の（備考）に記載する１．①もしくは２．①の要件を充たす２通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要です。この場合には、提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ１通提出してください。

セカンダリー玉の場合には、当該担保差入先がセカンダリー玉についても登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合に限り、提出不要です。

（注１２）日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報（評価額に関する情報、異動に関する情報等）の提供を、担保差入先に指示することがあります。

（ロ）担保差入通知書謄本の提出

（イ）により、（イ）の表左欄の提出書類等を担保取引店に提出した場合において、シンジケート・ローン債権について、第６章１．（１）イ．（ホ）の要件を充たしていることを日本銀行が確認しているため、担保差入の申出時に証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書の提出を要しないときは、遅滞なく、「証書貸付債権の担保差入に係る通知書」（第２１号書式）を内容証明郵便により債務者に送付したうえ、郵便局から交付を受ける当該通知書の謄本（以下「担保差入通知書謄本」といいます。）を担保取引店に提出してください。この場合、担保差入通知書謄本の担保取引店への提出は、原則として、（イ）の表の書類等を担保取引店に提出した日の午後１時までに行ってください。

（ハ）電子証書貸付債権の担保差入までに行う取扱い

ａ．証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書の提出

担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムを利用して債務者から担保差入の承諾を受けた電子証書貸付債権について、初めて担保差入を行う場合（注１）には、当該担保差入の２営業日前の日までに、「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」を取引主要店に提出（注２）してください（注３）。

（注１）担保差入金融機関等単位で初めて当該電子証書貸付債権の担保差入を行う場合にのみ提出し、担保差入先単位での提出は不要です。

（注２）郵送により提出することもできます。この場合には、郵送にかかる日数を勘案し、期限に間に合わないことがないよう留意してください。

（注３）取引主要店に提出した「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」の右上部に記載した日付は、担保差入の都度、担保差入先が担保取引店に提出する「電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書」に記入する必要があります。

ｂ．政府借入金入札システムを利用した担保差入にかかる承諾申請

担保差入金融機関等は、電子証書貸付債権の担保差入の都度、（イ）により書類等を担保取引店に提出する前に、政府借入金入札システムを利用して、債務者に対して担保差入にかかる承諾申請を行い、債務者から承諾を受けてください。債務者による承諾が行われた場合には、政府借入金入札システムを利用して、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」が、債務者から日本銀行および担保差入金融機関等に提出されます。

また、担保差入金融機関等は、政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼動停止する場合または政府借入金入札システムの障害時における担保差入にかかる承諾申請については、次の各号に定めるとおり取扱ってください。

（ａ）政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼動停止する場合の取扱い

政府借入金入札システムがメンテナンス等のために稼動停止する場合には、担保差入にかかる承諾申請およびそれに対する債務者からの承諾のいずれも、政府借入金入札システムにより行うことができません。政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼動停止期間は、予め債務者から通知されますので、稼動停止期間を避けて、政府借入金入札システムを利用して担保差入の承諾申請を行い、担保差入前に債務者による承諾を受けるようにしてください（注１）（注２）。

（注１）政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼動停止期間中、担保差入にかかる承諾申請を新たに行うことはできませんが、政府借入金入札システムの稼動停止期間前に担保差入にかかる承諾を受けた電子証書貸付債権を担保差入することは可能です。

（注２）政府借入金入札システムのメンテナンス等のための稼動停止期間中に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

（ｂ）政府借入金入札システムの障害時の取扱い

政府借入金入札システムの障害により、政府借入金入札システムを利用して担保差入にかかる承諾を受けることができない場合には、原則として、政府借入金入札システムの障害復旧を待って、担保差入にかかる承諾を受けてください（注）。

（注）この場合において、システムの障害復旧前に、やむを得ず担保差入にかかる承諾を受ける必要が生じた場合には、速やかにその旨を債務者および担保取引店に連絡し、指示に従ってください。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該申出に従い担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に次の書類等を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

（イ）整理番号通知

（ロ）担保証書貸付債権受戻・一部受戻日一覧表（返済方法が分割返済の場合に限ります。）

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保差入の申出を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「整理番号通知」および担保証書貸付債権受戻・一部受戻日一覧表（返済方法が分割返済の場合に限ります。）を日銀ネットにより送信します。

ハ．債権内容の変更を希望する場合の取扱い

担保差入先は、担保として差入れている証書貸付債権について、債権内容の変更（注）を希望する場合には、日本銀行の指示に従って、次のいずれかの書類を、次の（イ）については業務オンラインにより、次の（ロ）については担保受入店である担保取引店の窓口に提出してください。

（注）債権内容の変更が貸付金利の変更にかかるものである場合には、債権内容の変更前に日本銀行（担保取引店）にあらかじめ連絡してください。

（イ）担保証書貸付債権内容変更通知書

（ロ）担保証書貸付債権内容変更承諾依頼書

（７）外貨建外国債券

担保差入先は、「適格外国債券担保に関する細則」に定めるところに従ってください。

（８）住宅ローン債権信託受益権

イ．担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の前営業日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」（第２０号書式（Ｃ））および「住宅ローン債権信託受益権の担保差入に係る承諾書」（第８号書式の２）を担保管理店に提出することにより、差入日における住宅ローン債権信託受益権の担保差入の申出を行います。この「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」には、住宅ローン債権信託受益権の担保差入の申出のほか、当該担保差入証書の記入欄における記載内容に相違ないこと、住宅ローン債権信託受益権が日本銀行が定める適格要件を充たしていること等を確認のうえ、担保差入先および受託者の双方に記名なつ印または署名して頂きます。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は[参考１]のとおりです。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行うとともに、差入日の業務開始後遅滞なく担保価額および担保価額合計額の増額を行います。当該事務の完了後、担保管理店から担保差入先に、「担保余裕額指定受付通知」を差入日の午前１０時以降に業務オンラインにより交付することにより、担保価額を増額したことを通知します。

２．担保受戻

（１）振決国債

イ．担保差入先が自ら担保受戻を行う場合（注）

（注）担保差入先の属する担保差入金融機関等が日銀ネットを利用して担保受払を行うことが可能なオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先から担保返戻の依頼を行ってください。

（イ）担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保返戻依頼書（振決国債）」（第２２号書式）を担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、振決国債の担保返戻を依頼します。

提出する書類の記入方法等は［参考１］のとおりです。

（ロ）受付後の取扱い

日本銀行は、（イ）の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「担保返戻済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

ロ．担保差入先が国債決済代行先を通じて担保受戻を行う場合

（イ）担保返戻の依頼の委託

担保差入先は、国債決済代行先に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために担保返戻の依頼を日本銀行に行うことの指示を行ってください。

（ロ）担保返戻の依頼

国債決済代行先は、担保差入先から（イ）の指示を受けた場合には、担保利用細則により、日本銀行に対し、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために担保返戻の依頼を行ってください。

（ハ）受付後の取扱い

日本銀行は、（ロ）の依頼があった場合において、代行決済規則第８条第５項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「担保返戻済通知」を担保返戻の依頼の委託を行った担保差入先に業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

（２）振替社債等（注）

（注）担保差入先の属する担保差入金融機関等が日銀ネットを利用して担保受払を行うことが可能なオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先から担保返戻の依頼を行ってください。

イ．担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保返戻依頼書（振替社債等）」（第２３号書式）を担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、振替社債等の担保返戻を依頼します（注）。

提出する書類の記入方法は［参考１］のとおりです。

（注）振替社債等（短期社債等を除きます。）については、振替停止日に担保受戻を行うことはできません。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保取引店から担保差入先に「担保返戻済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

（３）手形

イ．担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前９時から午前１１時までの間に、「担保返戻依頼書（手形・電子記録債権・証書貸付債権）」（第２４号書式（Ａ））を業務オンラインにより担保受入店である担保取引店に提出することにより、手形の担保返戻を依頼します。

提出する書類の記入方法、記入例等は［参考１］のとおりです。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。担保差入先は、日本銀行における当該事務の完了後、手形の返却を受ける際に、「担保領収証書（手形・証書貸付債権）」（第４号書式（Ａ））を担保受入店である担保取引店の窓口に提出してください。

日本銀行は、担保領収証書（手形・証書貸付債権）の内容を確認のうえ、担保受入店である担保取引店の窓口において、手形を返却するとともに、「担保返戻済通知」を担保差入先に交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保返戻の依頼を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「担保返戻済通知」を日銀ネットにより送信します。

なお、担保領収証書（手形・証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（４）電子記録債権

イ．担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前９時から午前１１時までの間に、次の書類を担保受入店である担保取引店の窓口に提出することにより、電子記録債権の担保返戻を依頼します。

提出する書類等の記入方法、記入例、提出場所等は［参考１］のとおりです。

（イ）担保返戻依頼書（手形・電子記録債権・証書貸付債権）

（ロ）譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限ります。）した譲渡記録請求にかかる書面

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、担保受入店である担保取引店の窓口において、担保差入時に提出を受けた次の書類を担保差入先に返却（注）するとともに、「担保返戻済通知」を交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

（イ）記録事項証明書

（ロ）添付契約書（手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の場合に限ります。）

（ハ）事前審査時以降に中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ニ）事前審査時以降に変更記録または支払等記録が行われていないことが確認できる書面（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ホ）譲渡記録証明書

（へ）電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（政府（特別会計を含みます。）を債務者とする電子記録債権もしくは政府保証付電子記録債権の場合または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合において、担保受入時に提出を受けたときに限ります。）または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書（地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合において、担保受入時に提出を受けたときに限ります。）

（ト）譲渡人欄に記名なつ印したイ．（ロ）の譲渡記録請求にかかる書面

（チ）譲渡担保権設定証書（シンジケート・ローン債権にかかる電子記録債権の場合に限ります。）

（注）担保差入時にこの他の書類等の提出を受けていた場合には、当該書類等も併せて返却します。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保返戻の依頼を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「担保返戻済通知」を日銀ネットにより送信します。

（５）証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。）

イ．担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前９時から午前１１時までの間に、担保返戻依頼書（手形・電子記録債権・証書貸付債権）または「担保返戻依頼書（外貨建証書貸付債権）」（第２４号書式（Ｂ））を業務オンラインにより担保受入店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、（５）において同じです。）である担保取引店に提出することにより、証書貸付債権の担保返戻を依頼します。

提出する書類の記入方法、記入例等は［参考１］のとおりです。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。担保差入先は、日本銀行における当該事務の完了後、次の書類等の交付または返却を受ける際に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または「担保領収証書（外貨建証書貸付債権）」(第４号書式（Ｂ）)を担保受入店である担保取引店の窓口に提出してください。

日本銀行は、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の内容を確認のうえ、担保受入店である担保取引店の窓口において、次の書類等を担保差入先に交付または返却するとともに、「担保返戻済通知」を交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。

また、債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行わないほか（注１）、イ．の担保返戻依頼書（手形・電子記録債権・証書貸付債権）に、債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権のみが記載された場合には、「担保返戻済通知」は、担保受入店である担保取引店から担保差入先に業務オンラインにより交付します。

なお、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（イ）証書貸付債権証書（債権証書の発行日付が２０２２年３月３１日以前である電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。）

（ロ）担保差入通知書謄本または証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

（ハ）証書貸付債権の準拠法に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ニ）証書貸付債権の譲渡に関する表明書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ホ）振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ヘ）証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（ト）登記事項証明書等（担保受入時に提出を受けた場合に限ります（注２）。）

（チ）分割返済予定表（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

（リ）担保証書貸付債権内容変更承諾依頼書（提出を受けた場合に限ります。）

（ヌ）担保証書貸付債権内容変更通知書（提出を受けた場合に限ります。）

（ル）担保権解除通知書（当該証書貸付債権の債務者または保証人に送付してください。）

（注１）債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権の場合には、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知を送信します。

（注２）担保差入時に、担保差入先から複数の証書貸付債権について提出を要する登記事項証明書等１通の提出を受けた場合には、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権を返戻する際に当該登記事項証明書等を返却します（その他の証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権を除きます。）を返戻する際には、当該登記事項証明書等の写を交付します。）。ただし、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権が電子証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後であるものに限る。）である場合には、返却はありません。

また、担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合において、担保出力指定店舗以外の担保差入先が担保返戻の依頼を行ったときは、担保出力指定店舗に対して「担保返戻済通知」を日銀ネットにより送信します。

ハ．担保権解除通知書の債務者に対する送付

担保差入先は、ロ．により担保権解除通知書の交付を受けた場合には、当該担保権解除通知書を次表左欄の証書貸付債権の種類に応じ、次表右欄の送付先に送付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 証書貸付債権の種類 | 送付先 |
| 企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権 | 債務者 |
| 政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権を除きます。） | 財務大臣 |
| 政府保証付証書貸付債権 | 債務者および財務大臣 |
| 地方公共団体に対する証書貸付債権 | 地方公共団体の首長 |

（６）外貨建外国債券

担保差入先は、「適格外国債券担保に関する細則」に定めるところに従ってください。

（７）住宅ローン債権信託受益権

イ．担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として月末営業日の５営業日前までに「担保返戻依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」（第２４号書式（Ｃ））を業務オンラインにより担保管理店に提出することにより、月末営業日の前営業日における住宅ローン債権信託受益権の担保返戻を依頼します。

提出する書類等の記入方法等は[参考１]のとおりです。

ロ．受付後の取扱い

日本銀行は、イ．の依頼があった場合において、基本約定第１０条第１項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行い、月末営業日の前営業日の業務開始後遅滞なく担保価額および担保価額合計額の減額を行います。当該事務の完了後、担保管理店の窓口において次の書類等を担保差入先に返却または交付するとともに、「担保余裕額指定受付通知」を交付することにより、担保価額を減額したことを通知します。

（イ）住宅ローン債権信託受益権の担保差入に係る承諾書

（ロ）担保権解除通知書

ハ．担保権解除通知書の受託者に対する送付

担保差入先は、ロ．により担保権解除通知書の交付を受けた場合には、当該担保権解除通知書を、住宅ローン債権信託受益権の受託者に送付してください。

ニ．特約の解約

住宅ローン債権信託受益権の担保受戻日以後、担保差入金融機関等と受託者との間の「住宅ローン債権信託基本契約書」にもとづく信託が終了した場合には、日本銀行との間の住宅ローン債権信託受益権の担保差入に関する特約を解約することとなります。このため、信託が終了した場合には、「解約届出書」を提出して頂く必要がありますので、担保差入金融機関等は、取引主要店にその旨を連絡してください。

「解約届出書」には、担保差入金融機関等および受託者のそれぞれの代表者の記名なつ印または署名が必要です。

３．期日担保返戻

（１）受戻期日

日本銀行は、担保差入金融機関等が日本銀行に差入れた担保について、次表左欄の区分毎に、次表右欄の受戻期日（以下単に「受戻期日」といいます。）に、担保返戻を行います。なお、受戻期日のうち、分割払の電子記録債権の最終支払期日以外の支払期日または分割返済の証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。以下３．において同じです。）の最終返済期日以外の返済期日にかかる受戻期日を一部受戻日といいます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 受戻期日 |
| 振決国債 | | 償還日（分離利息振決国債の場合には利子支払期日）の前営業日 |
| 振替社債等 | 短期社債等 | 償還日の前営業日（注１） |
| 短期社債等以外 | 償還日の３営業日前（注２） |
| 邦貨手形 | 当所払（注３） | 満期日の前営業日 |
| 他所払（注４） | 満期日の３営業日前 |
| 手形類似 電子記録債権 | 満期日（左記債権の支払期日）の１０営業日前 |
| 証書貸付債権 | 手形類似電子 記録債権以外の 電子記録債権 | 最終返済期日（左記債権の最終支払期日）の７営業日前または分割返済期日（左記債権の最終支払期日以外の支払期日）の前営業日 |
| 上記以外 | 最終返済期日または分割返済期日の３営業日前（注５）（注６） |
| 外貨建外国債券 | 英国債 | 償還日の１４営業日前 |
| 英国債以外 | 償還日の７営業日前 |

（注１）償還日が銀行休業日に当たる場合には、受戻期日は償還金の支払いが行われる日(償還日の前営業日となります。)の前営業日に繰り上がります。

（注２）償還日が銀行休業日に当たる場合には、受戻期日は発行要項に定める償還金の支払いが行われる日（償還日の前営業日または翌営業日になります。以下「償還支払日」といいます。）の３営業日前になります。ただし、償還日または償還支払日の３営業日前が振替停止日に当たる場合には、振替停止日とならない営業日まで繰り上がります。

（注３）当所払手形とは、担保取引店所在地（最小行政区域。ただし東京都においては区制施行地域一円。）を支払地とする手形または担保取引店が電子交換所を経由して取立てることができる手形をいいます。

（注４）他所払手形とは、当所払手形以外の手形をいいます。

（注５）政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権または政府保証付証書貸付債権であって、証書貸付債権証書上の譲渡または質入を禁止する期間が５営業日であるものの受戻期日は、返済期日の５営業日前となります。

（注６）返済方法が分割返済である証書貸付債権のうち、平成２７年１０月１３日より前において担保差入を行っている国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、証書上の返済期日の１０営業日前となります。

（２）期日担保返戻の取扱い

日本銀行は、担保差入金融機関等が日本銀行に差入れた担保について、受戻期日の前営業日（振決国債の場合には受戻期日の午後３時）までに受戻がなされなかった場合の期日担保返戻の取扱いは、基本約定第１１条ただし書の定めに該当するとき、または担保返戻を行うことを適当でないと日本銀行が認めたとき（注）を除き、当該担保の種類に応じて、次のとおりとします。

（注）担保差入先が属する担保差入金融機関等の与信取引先が、当座貸越に関する規則第５条第１項に定める延滞利息の支払を行わない場合、共通担保資金供給オペレーションに関する基本約定第８条に定める貸付金額に返済期日の属する利息計算期間にかかる利息を加えた金額の支払を行わない場合等を指します。

イ．振決国債

日本銀行は、受戻期日の午後３時到来後遅滞なく、振決国債の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行うとともに、日本銀行名義の参加者口座から、担保差入金融機関等から予め届出られた金融機関等（担保差入金融機関等または国債決済代行者）名義の参加者口座への振替を行います（注）。

（注）担保返戻を受ける参加者口座の種別は、担保差入金融機関等の参加者口座の自己口に担保返戻を受ける場合には担保差入時と同じ種別、国債決済代行者の参加者口座の預り口に担保返戻を受ける場合には種別名なしの種別となります。

ロ．振替社債等

（イ）機構加入者の場合

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、振替社債等の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行うとともに、機構に対し、日本銀行名義の質権口から担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の保有口への振替の申請を行います。

担保差入先は、機構システムにより振替社債等が日本銀行名義の質権口から担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の保有口に振替えられたことを確認してください。

（ロ）機構加入者でない場合

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、振替社債等の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行うとともに、機構に対し、日本銀行名義の質権口から担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関名義の顧客口への振替の申請を行います。

担保差入先は、口座管理機関を通じ、口座管理機関における担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座に振替社債等が振替えられたことを確認してください。

ハ．手形

（イ）担保残高および担保価額合計額の減額

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、手形の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行います。

（ロ）提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前９時から午後３時までの間に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）（注）を担保受入店である担保取引店に提出してください。日本銀行は、担保受入店である担保取引店において担保領収証書（手形・証書貸付債権）の内容を確認のうえ、手形を担保差入先に返却します。

担保領収証書（手形・証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（注）担保差入先が属する担保差入金融機関等が、他にオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先のうち担保出力指定店舗に送信された担保領収証書またはその写を使用することもできます。この場合、担保利用細則第１編Ⅲ．１．（３）に準じて取扱ってください。

ニ．電子記録債権

（イ）担保残高および担保価額合計額の減額

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、電子記録債権の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行います。

（ロ）提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前９時から午後３時までの間に、譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限ります。）した譲渡記録請求にかかる書面を担保受入店である担保取引店に提出してください。日本銀行は、担保受入店である担保取引店において当該書面の内容を確認のうえ、担保差入時に提出を受けた次の書類等（注１）を返却します。

ａ．記録事項証明書

ｂ．添付契約書（手形類似電子記録債権以外の電子記録債権に限ります。）

ｃ．事前審査時以降に中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面

ｄ．事前審査時以降に変更記録または支払等記録が行われていないことが確認できる書面

ｅ．譲渡記録証明書

ｆ．電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（政府（特別会計を含みます。）を債務者とする電子記録債権もしくは政府保証付電子記録債権の場合または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合において、担保受入時に提出を受けたときに限ります。）または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書（地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合において、担保受入時に提出を受けたときに限ります。）

ｇ．譲渡人欄に記名なつ印した譲渡記録請求にかかる書面（注２）

ｈ．譲渡担保権設定証書（シンジケート・ローン債権にかかる電子記録債権の場合に限ります。）

（注１）担保差入時にこの他の書類等の提出を受けていた場合には、当該書類等も併せて交付します。

（注２）ｇ．の書面を、参加金融機関または請求代行者に提出する場合には、当該参加金融機関または当該請求代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。

ホ．証書貸付債権

（イ）担保残高および担保価額合計額の減額

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、証書貸付債権の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行います。

（ロ）提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前９時から午後３時までの間に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）（注１）を担保受入店である担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、（ロ）において同じです。）に提出してください。

日本銀行は、担保受入店である担保取引店において担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の内容を確認のうえ、次の書類等を担保差入先に交付または返却します。

ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません（注２）。

なお、担保領収証書（手形・証書貸付債権）および担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

ａ．証書貸付債権証書（債権証書の発行日付が２０２２年３月３１日以前である電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。）

ｂ．担保差入通知書謄本または証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

ｃ．証書貸付債権の準拠法に関する確認書（企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権の期日担保返戻を行う場合において、担保受入時に提出を受けたときに限ります。）

ｄ．証書貸付債権の譲渡に関する表明書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

ｅ．振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

ｆ．証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

ｇ．登記事項証明書等（担保受入時に提出を受けた場合に限ります（注３）。）

ｈ．分割返済予定表（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

ｉ．担保権解除通知書（一部受戻日以外における期日担保返戻の場合に限ります。）

ｊ．担保権一部解除通知書（一部受戻日における期日担保返戻の場合に限ります。）

（注１）担保差入先が属する担保差入金融機関等が、他にオンライン担保差入先を有する場合には、当該オンライン担保差入先のうち担保出力指定店舗に送信された担保領収証書またはその写を使用することもできます。この場合、担保利用細則第１編Ⅲ．１．（３）に準じて取扱ってください。

（注２）債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権の場合には、政府借入金入札システムを利用して、日本銀行から債務者に担保権解除通知（担保権一部解除通知を含みます。）を送信します。

（注３）担保差入時に、担保差入先から複数の証書貸付債権について提出を要する登記事項証明書等１通の提出を受けた場合には、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権を返戻する際に当該登記事項証明書等を返却します（その他の証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権を除きます。）を返戻する際には、当該登記事項証明書等の写を交付します。）。ただし、最終返済期日が最も遅い証書貸付債権が電子証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後であるものに限る。）である場合には、返却はありません。

（ハ）担保差入先は、（ロ）により「担保権解除通知書」または「担保権一部解除通知書」の交付を受けた場合には、次表左欄の証書貸付債権の種類に応じ、次表右欄の送付先に当該「担保権解除通知書」または「担保権一部解除通知書」を送付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 証書貸付債権の種類 | 送付先 |
| 企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権 | 債務者 |
| 政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（債権証書の発行日付が２０２２年４月１日以後である電子証書貸付債権を除きます。） | 財務大臣 |
| 政府保証付証書貸付債権 | 債務者および財務大臣 |
| 地方公共団体に対する証書貸付債権 | 地方公共団体の首長 |

ヘ．外貨建外国債券

日本銀行は、受戻期日の業務開始後遅滞なく、外貨建外国債券の担保返戻にかかる担保残高および担保価額合計額の減額を行います。また、該当債券の種類に応じて、日本銀行債券口座（適格外国債券担保に関する細則第２編から第５編までにおいてそれぞれ定める日銀債券口座をいう。）から届出債券口座（適格外国債券担保に関する細則第２編から第５編までにおいてそれぞれに定める届出債券口座をいう。）への振替を行います。

４．住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更

（１）担保価額変更の依頼

担保差入先は、原則として月末営業日の３営業日前の日の午後３時までに、「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」（第２０号書式の２）を受託者に担保差入先のために日本銀行に提出させることにより、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更を依頼します。

この「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」は、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更依頼を行うこと、当該依頼書の記入欄における記載内容に相違ないこと、住宅ローン債権信託受益権が日本銀行が定める適格要件を充たしていること等を、担保差入先および受託者の双方が確認のうえ、それぞれの担当部署名等を記入して頂きます。

提出する書類の記入方法等は[参考１]のとおりです。

（２）受付後の取扱い

日本銀行は、（１）の依頼があった場合において、当該依頼にもとづいて担保価額の変更を行うときは、担保価額変更に関する所要の事務を行うとともに、月末営業日の前営業日の業務開始後遅滞なく担保価額および担保価額合計額の変更を行います。当該事務の完了後、担保管理店から担保差入先に「担保余裕額指定受付通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保価額を変更したことを通知します。